

令和6年度

会津北部農業水利事業

会津北部地区完了図書作成業務

特別仕様書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 本特別仕様書は、令和 6 年度会津北部農業水利事業会津北部地区完了図書作成業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成 14 年 3 月 22 日付け 13 農振第 3155 号農村振興局長通知）別記（Ⅰ）用地調査等業務共通仕様書（以下「用地共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、本特別仕様書によるものとする。

(業務概要)

第 2 条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所

福島県喜多方市地内ほか（別添位置図のとおり。）

(2) 調査区域

調査対象施設は日中ダム、八方頭首工、下台頭首工、大平沼取水施設、関柴ダム取水施設、日中幹線用水路(6,362m)、八方幹線用水路(8,705m)、下台幹線用水路(1,187m)、関柴幹線用水路(1,809m)

(班編制)

第 3 条 本業務は、1 班以上の編制により行うものとする。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第 4 条 資格要件は以下のとおりである。

(1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能な者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記（2）の照査技術者の要件とする。また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に 7 年以上従事した者をいう。

(2) 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

①土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に 10 年以上従事した者

②土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に 17 年以上従事した者

(低入札価格契約における第三者照査)

第 5 条 別紙 1 に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者が自ら行う照査とは別に「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「用地共通仕様書第 9 条照査技術者及び照査の実施」について、受注者の責任において用地共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実

施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和 5・6 年度（測量・補償コンサルタント業務）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、補償コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 「用地共通仕様書第 30 条守秘義務」を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するのは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

②人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- (1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- (2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者照査の方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度、監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめ時の打合せへの立会い

本特別仕様書第 13 条第 2 項に示す打合せのうち、成果物のとりまとめ段階での打合せには、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

用地共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

9 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、「業務請負契約書第 41 条契約不適合責任」のとおり、受注者に対し成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査

を実施したものが責任を負うものではない。

(保険加入)

第6条 受注者は、用地共通仕様書第37条に規定している保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 貸与資料等

(貸与資料等)

第7条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
会津北部農業水利事業業務成果品（電子）	一 式	
会津北部農業水利事業工事完了図書（電子）	一 式	
その他監督職員が必要と認める資料	一 式	

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第8条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
(1) 作業計画の策定	1 業務	
(2) 現地踏査 (ダム)	3 件(種類)	
(3) 現地踏査 (頭首工、機場等)	2 件(種類)	
(4) 現地踏査 (水路・道路等)	18.063km	
(5) 作業準備	24 件(工事)	
(6) 全体位置図の作成	1 枚	
(7) 施設図郭割図の作成	2 枚	
(8) 施設管理図の作成	2 枚	
(9) 構造図の作成(タイトルボックス等の修正 (CAD 図)(軽微な修正))	480 枚	

(指示事項)

第9条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

なお、記載のない項目は、共通仕様書のとおりとする。

(1) 作業準備

本特別仕様書第7条において貸与する資料に関し、農業水利ストック情報データベースを念頭に事業全体を通じて一貫性をもって整理及び最終契約図面との確認を行うものとし、各種作図等に係るデータの抽出を行い、施設管理図や構造図等の図面番号の整理を行うものとする。

(2) 全体位置図の作成

①貸与する会津北部農業水利事業工事完了図書等から位置図、概要図等を流用し作成する。

②縮尺は1/25,000～1/100,000を基本とする。

③図面のサイズはA1版を基本として作成する。

(3) 施設図郭割図の作成

①大平沼取水施設及び関柴ダム取水施設について作成する。

②縮尺は1/5,000～1/50,000を基本とし、施設全体が1枚の図面に収まるように作成する。

③施設位置、施設管理図、用地管理図の図郭割及び図面番号を表示する。

④方位、縮尺、凡例を表示する。

⑤図面のサイズはA1版を基本として作成する。

(4) 施設管理図の作成

- ①縮尺は 1/500(平面図)を基本として作成する。
- ②貸与する会津北部農業水利事業工事完了図書等から最終契約図面の集合・修正等により作成する。
- ③本事業において施工した箇所を旗揚げし、工事名と請負者を付加し表示する。
- ④方位を表示する。
- ⑤図面のサイズはA 1 版を基本として作成する。

(5) 構造図の作成(タイトルボックス等の修正 (CAD 図) (軽微な修正))

- ①貸与する工事最終契約図面 (CAD) のタイトルボックス等の修正。
タイトルボックス以外にも軽微な修正が 3 箇所程度含まれる。
- ②図面のサイズはA 1 版を基本として作成する。

第 4 章 成 果 物

(成果物等)

第 10 条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成 果 物		数 量	装 丁 等
(1) 電子納品 「設計業務等の電子納品要領(案)」(平成 31 年 3 月農林水産省農村振興局設計課 施工企画調整室)による電子データ	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
(2) 完了図書 ①全体位置図②施設図郭割図 ③施設管理図④構造図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	書 面	1 部	A3 縮小版を 綴じ込み

2 成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市笹谷字稲場 38 番 7 号
東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第 5 章 業務実績データの作成及び登録

(登録機関)

第 11 条 共通仕様書第 12 条に基づく業務実績データの登録機関は、AGRIS センター(関東農政局土地改良技術事務所)とする。

第 6 章 契 約 変 更

(契約変更)

第 12 条 業務請負契約書第 18 条及び同第 19 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

なお、軽微なものについては変更しない場合がある。

- (1) 本特別仕様書第 8 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 本特別仕様書第 10 条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
- (3) 本特別仕様書第 13 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合

- (5) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合
- (6) その他

第7章 そ の 他

(打合せ)

第13条 別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、屋外作業期間中、毎日、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記載の上、押印するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者及び担当技術者が出席するものとする。

また、打合せの場所は、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所とする。

- (1) 業務に着手するとき(1回)
- (2) 業務の中間(2回)
- (3) 成果物のとりまとめの段階(1回)

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象としない。

その際、管理技術者は、用地共通仕様書第42条に定める作業計画書の管理状況を報告しなければならない。

(疑義)

第14条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

別紙 1

【割合】

次の表の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表AからD（測量的場合は、AからC）までに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量を除く請負契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、測量的請負契約にあっては、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
補償コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額

「用地測量業務」の場合の業種区分は「測量」を適用する。

「用地調査業務」の場合の業種区分は「補償コンサルタント」を適用する。

